

財団法人会津若松市中小企業勤労者福祉サービスセンター

平成23年度 事業計画書

事業活動方針

会津若松市内の中小企業に働く勤労者と事業主のための総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与していく。

また、会津若松市勤労青少年ホーム指定管理者として、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図るため、会津若松市勤労青少年ホーム管理運営事業を行う。

事業内容

a 一般会計事業（中小企業勤労者総合福祉推進事業）

1 在職中の生活安定に係る事業（寄附行為第4条第1号）

（1）共済給付事業

会員相互の互助精神のもとに、災害や慶弔時等の共済給付事業を行う。

財団法人福島県民共済会に加入しての共済給付事業

死亡弔慰金、障害・傷病休業見舞金、住宅災害見舞金

独自共済としてセンター直接給付事業

結婚・出生・入学・卒業・銀婚・還暦祝金、退職餞別金

（2）融資制度に係る情報提供事業及び生活資金保証料助成制度

福島県労働者支援融資制度等に係る情報の提供

福島県未組織労働者融資制度に係る生活資金（証書貸付）融資保証料の助成

（同融資制度新規貸付は平成17年度末をもって廃止）

2 健康の維持増進に係る事業（寄附行為第4条第2号）

（1）健康維持管理に係る事業

人間ドック受診料助成

利用資格 会員

利用回数 年度内1回

助成限度額 自己負担を限度として5,000円以内

ガン検診受診料助成（胃・肺・大腸・子宮・乳）

利用資格 会員

利用回数 年度内1科目1回 合計3科目まで

助成限度額 自己負担を限度として1受診科目1,000円以内

脳ドック受診料助成

利用資格 会員

利用回数 年度内1回

助成限度額 自己負担を限度として2,000円以内

各種予防接種費用助成

利用資格 会員

利用回数 年度内1回

助成限度額 自己負担を限度として500円以内

人間ドック受診料割引制度利用斡旋（受診料助成対象）

健康セミナー・講演会等の開催

健康維持管理に係る情報の提供

(2) 健康増進に係る事業

提携温泉施設利用助成券発行

利用資格 会員及び登録家族

利用回数 年度内5枚まで（割引指定店利用助成券と双方発行不可）

スキーリフト券購入利用助成券発行

利用資格 会員及び登録家族

利用回数 年度内3枚まで

会員や家族の健康増進を図るためのスポーツ教室・講演会等の開催

健康増進に係る情報の提供

3 老後生活の安定に係る事業（寄附行為第4条第3号）

老後生活の安定に係る講演・講座等の開催

老後生活の安定に係る情報の提供

会報等による老後生活安定の啓蒙活動

中小企業退職金共済制度の加入促進に係る情報提供等

4 余暇活動・自己啓発に係る事業（寄附行為第4条第4号）

(1) 余暇活動に係る事業

提携宿泊施設の利用助成

利用資格 会員及び登録家族（会員同行の場合のみ）

利用回数 年度内3泊分まで

助成限度額 会員1泊 1,000円

家族1泊 1,000円

提携旅行会社利用助成券発行による宿泊または協定ツアー利用助成

利用資格 会員及び登録家族（会員同行の場合のみ）

利用回数 年度内3泊（回）分まで

助成限度額 会員1泊（回） 1,000円

家族1泊（回） 1,000円

東京ディズニーランド/東京ディズニーシー特別利用券発行及び

マジックキングダムクラブ入会斡旋

利用資格 会員及び登録家族

利用回数 年度内特別利用券5枚まで

助成限度額 東京ディズニーランド/東京ディズニーシーにおいて、

500円相当の特別利用券でパスポートを割引購入

ユニバーサル・スタジオ・ジャパン「ClubユニバーサルSFC」

入会斡旋（スタジオ・パスの割引購入）

會津風雅堂等での各種公演鑑賞チケット助成・斡旋

利用資格 会員及び登録家族

利用回数 サービスセンターの指定した事業の回数

助成限度額 公演ごとに助成額を決定

スパリゾートハワイアンズ入場券割引斡旋

利用資格 会員及び登録家族

利用回数 年度内10枚まで

余暇活動に係る自主事業

利用資格 会員及び登録家族

助成限度額 事業ごとに助成額を決定

事業内容 各種食事会・各種レクリエーション 等

(2) 自己啓発に係る事業

受講料助成(会津若松市主催講座・NHK学園生涯学習通信講座・
学校法人産業能率大学通信講座・提携施設講座)

利用資格 会員

利用回数 年度内1回まで

助成限度額 自己負担を限度として2,000円以内

自己啓発に係る自主事業

利用資格 会員及び登録家族

助成限度額 事業ごとに助成額を決定

事業内容 趣味や教養等に関する各種講座の開催及び
その他自己啓発に関する事業

(3) 余暇活動及び自己啓発に係る利用契約施設等拡大促進事業

新規割引指定店提携促進による割引利用の拡大

割引指定店利用ポイント制度等による割引指定店の利用促進

割引指定店利用助成券による割引指定店の利用促進

利用資格 会員及び登録家族

利用回数 年度内3枚まで(提携温泉施設利用助成券と双方発行不可)

5 財産形成に係る事業(寄附行為第4条第5号)

年金・融資等の講座開催及び財形制度・住宅取得等に関する情報提供等

6 情報提供に係る事業(寄附行為第4条第7号)

会報等により、勤労者の福利厚生等に係る情報を会員へ提供する。

会報等により、会員事業所に係る紹介等の情報を会員へ提供する。

会報等への有料折込広告等により、各種情報を会員へ提供する。

会報への会員事業所広告掲載により、各種情報を会員へ提供する。

7 組織の強化(寄附行為第4条第7号)

事業の充実と安定及び会員拡大等に的確に対応し、きめ細かく質の高い

福利厚生事業を実施するため、事務局体制の強化と充実を図る。

実行委員会による事業の企画立案及び実施に係る協力体制の充実を図る。

8 会員の加入促進事業（寄附行為第4条第7号）

サービスセンターの会員加入を促進し、事業運営等の安定と充実を図り、中小企業勤労者の福利厚生の上昇に努める。
会員による会員加入紹介の報奨制度により加入促進を図る。
会員加入促進のための広報活動を行う。

9 全福センター共同化推進事業による事業の拡大及び充実（寄附行為第4条第7号）

クレジット機能付「全福ネットメンバーズカード」
「遺伝子検査」検査費用割引制度
「全福ネット入院あんしん保険」＜正式名称：医療保険（1年契約用）＞
「全福ネットガイドブック」等による提携施設・店舗等の割引利用
共同購入事業「全福市場」
モバイルサービス事業
「ライフ・サポートプラン」によるセミナー開催
その他、全福センターが共同化推進事業として展開する事業
全福センター：社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター

b 特別会計事業（会津若松市勤労青少年ホーム管理運営事業，寄附行為第4条第6号）

会津若松市勤労青少年ホーム管理運営事業については、会津若松市勤労青少年ホーム指定管理者として、会津若松市勤労青少年ホーム条例（平成14年会津若松市条例第36号。以下「条例」という。）その他関係法令、会津若松市勤労青少年ホームの管理に関する協定書、指定管理者応募に係る事業計画書等に従って実施する。

1 開館時間

- (1) 開館時間 午前9時から午後9時まで（利用がない時は午後5時まで）とする。
- (2) 占用利用 午前9時から午後9時までとする。
- (3) 特別利用 午前9時から午後5時までとする。
（1回の利用時間は4時間以内とし、1回の利用時間帯は、午前9時から午後1時及び午後1時から午後5時とする。）

2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
ただし、その日が土曜日又は日曜日に当たるときは開館し、この場合の振替休館日は設けない。
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
- (3) 土曜日及び日曜日については、代行員1名を配置し原則的に施設利用の対応のみとする。勤労青少年ホーム利用に係る費用等の収受は行わない。

3 利用者の資格

- (1) 会津若松市勤労青少年ホームを利用することができる者は、平成23年4月1日現在において15歳から35歳までの会津若松市内に住所または勤務先を有する勤労青少年とする。

- (2) 指定管理者が認める場合には、上記 3 - (1) 項に定める以外の勤労青少年等も利用できるものとする。

4 利用証の発行

会津若松市勤労青少年ホームを利用しようとする勤労青少年には、利用証を交付する。

5 占用利用

上記 4 項により利用証の交付を受けた勤労青少年は、指定管理者の許可を受け、クラブ活動等のため施設の一部を占用して利用することができる。

また、この場合の利用料金は無料とする。

6 特別利用

- (1) 勤労青少年以外の者に対しては、勤労青少年の利用に支障がない場合に限り、特別利用として指定管理者から許可を受け施設の利用を認めることとする。
- (2) 特別利用における利用料金の額は、条例第 1 2 条に規定する使用料の額を適用する。
- ただし、茶道講習室と茶室は一括利用とし、利用料金の額は茶道講習室の使用料を適用する。
- (3) 特別利用における利用料金の納入については、勤労青少年ホーム事務室の受付窓口において現金で前納することを基本とするが、指定管理者がやむを得ないと認めた場合に限り、現金書留や口座振込による納入や後納での納入も認めることとする。
- (4) 市長が定める減免基準により利用料金の減免を行う。
- (5) 会津若松市文化センター、会津若松市勤労青少年ホーム及び会津若松市老人福祉センターの管理に関する協定書に定める減免を行う。
- (6) 会津若松市公共施設予約システム利用により、利用者の利便性向上に努める。

7 クラブ活動支援

利用者の自主的な活動として行われているクラブ活動に対し育成と支援を行う。

- (1) クラブ名 (平成 2 3 年度活動予定クラブ)

ダンス バドミントン バレーボール フットサル テニス
バスケットボール 着付 ものづくり 茶道 ジャグリング
合気道 卓球

- (2) 業務内容

施設の利用許可及び勤労青少年ホームを除く公共施設等の利用許可申請、県内の勤労青少年ホームとの交流活動や各種大会参加等の支援、クラブ設立支援、その他活動に係る支援

8 主催講座の開催

勤労青少年の一般教養の向上及びレクリエーションの推進に資するため、各種講座を開催する。

(1) 開催期間

2 ～ 3 ヶ月程度の短期的講座または 5 ～ 6 ヶ月程度の中期的講座として開催

(2) 講座内容

スポーツ (ダンス・体操等含む): 7 講座程度

テニス・ヨガ・パワーヨガ・ベリーダンス・フラダンス・ゴルフ・
ヒップホップダンス 等

趣味・美術・家政 : 9 講座程度

ビーズ&エコクラフト・ハーブ・着物着付・料理・お菓子・茶道・
華道・漆箸・バンド 等

教養 (語学含む): 3 講座程度

書道 / ペン・スペイン語・フランス語 等

以上の 19 講座を基に、利用者の意向やニーズ等を反映し講座を開設する。

(3) 受講料

受講料は無料とするが、講座によって教材費や材料費が必要となるものは受講者の負担とする。

(4) 講師謝礼

1 回 (2 時間) あたり 7 , 5 0 0 円とする。

9 利用者による連絡会組織の活動支援

利用者による連絡会組織の活動 (ホーム祭等) の支援を行う。

10 若年者支援事業 (生活・職業等に関する相談及びセミナー等の実施)

勤労青少年の生活・職業等に関する相談及びセミナー等、各種情報提供を行う。

なお、事業の実施に当たっては外部団体等に協力いただき、仕事・就職等に関する相談窓口の開設・セミナーの開催及び各種情報提供等を行う。

11 運営委員会の開催

勤労青少年ホームの運営を円滑に行うため、勤労青少年ホーム運営委員会を開催する。

12 各種勤労青少年ホーム関連団体との連携

勤労青少年ホームの運営に係る情報収集と意見交換を行うため、各種会議等へ出席する。また、他地域の勤労青少年との交流を深めるため、福島県勤労青少年ホーム連絡協議会が主催する福島県勤労青少年ホーム交歓会に参加する。

13 広報活動

勤労青少年ホームの事業内容を紹介し利用促進を図るため広報活動を行う。

< 広報手段 >

- ・「あいづわかまつ市政だより」への情報掲載
- ・ポスター、パンフレット、チラシ等の作成・配布 (公的機関・市内企業等)
- ・インターネット、新聞、各種広報誌、ラジオ等による広報活動
- ・「あしすと」の会報及びホームページへの掲載
- ・会津若松市ホームページへの掲載

- 14 会津若松市勤労青少年ホーム、会津若松市文化センター及び会津若松市老人福祉センターの施設維持管理に係る契約・支出業務取りまとめ
- (1) 複合施設の各種契約の締結
複合施設の維持管理業務として、各種委託契約の締結に係る業務を行う。
委託契約業務
発電機設備保守点検、アメシロ防除消毒、庭園除草、自家用電気工作物保守管理、消防用設備保守点検、雪囲い作業、空調設備等保守点検、警備保守、清掃業務、ボイラー等設備運転、環境衛生管理、エレベーター維持管理、自動ドア設備保守点検、除雪作業 等
- (2) 委託料及び光熱水費等の支出
各種契約の締結に伴う委託料の支出業務を行う。また、光熱水費等の支出業務を行う。
支出経費
各種委託料、ガス代、電気料、電話料、水道料、下水道料、灯油代 等
- (3) 修繕発注及び支出
複合施設に対する修繕の必要が生じた場合、業者への発注と支出業務を行う。
- (4) 複合施設に係る負担金の徴収及び返還事務等
複合施設の維持管理業務に必要な経費を算定し、各施設の負担分の請求及び徴収を行う。また、経費に余剰が生じた場合は、返還業務を行う。
業務内容
必要経費の算定（見積り等）、各施設の経費算定及び負担金の徴収
負担割合
各施設の負担割合は面積割りとし、原則として下記のとおりとする。
（文化センター〔5割〕 勤労青少年ホーム〔3割〕 老人福祉センター〔2割〕）
- (5) 協定書の締結
本業務に関しては、関係3施設間で協定書等を締結する。
- 15 運営管理業務
- (1) 会津若松市勤労青少年ホームの管理に関する協定書に従い、事業計画書、事業報告書、進捗状況報告書等を作成し、会津若松市に提出する。
- (2) 利用者の利便性の向上に資するため、アンケート等を実施し利用者の意見等の聴取に努め、業務の改善を図る。
- 16 指定管理者主催事業
- (1) 勤労青少年ホーム特別講座の開催（対象を勤労青少年に限定しない講座）
- (2) 各種セミナー等の開催
- 17 施設利用者へのサービス向上
- (1) 施設利用者へのサービス向上のため、施設内に自動販売機を設置する。

c その他

1 新公益法人制度への対応

平成20年12月1日に新公益法人制度関連3法が施行され、当財団法人としても移行猶予期間となる平成25年11月30日までに、公益法人認定または一般法人認可のための申請手続きが必要となることから、社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター等の関係機関と連携を図りながら、新体制への対応を進めていく。

2 経営体質の改善・強化

厚生労働省の中小企業勤労者総合福祉推進事業廃止に伴う国庫補助の終了、及び指定管理者制度の目的の一つである経費節減に対応すべく、更なるコスト削減や業務の効率化を進めるとともに、財務基盤安定のため会員及び利用者等の拡大に取り組んでいく。